

# 社会福祉法人藤の園

## 役員等報酬等規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人藤の園の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及・監事及び評議員ならびに法人の設置する委員会等の委員をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬を支給する。

- (1) この法人の理事と監事の報酬総額は、年間300万円以内とする。
- (2) 常勤役員については、別表1の報酬を支給する。
- (3) 非常勤役員等については、理事会及び評議員会等の会議等への出席、監事監査、委員会出席などの法人業務を行う場合に別表2の報酬を支給する。  
会議出席への旅費については、別に定める非常勤役員等旅費規程による。
- (4) 法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しない。

### (報酬の支給方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の計算期間は、毎月1日から末日までの分を当月の25日に現金又は金融機関に振込みの方法で支払うものとする。

2 非常勤役員等に対する報酬等の支給は、理事会及びその他の会議等に参加した時に現金で支払うものとする。

### (公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### (補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

別 表 1

『常勤役員の報酬』 月 額 200,000円

別 表 2

『非常勤役員等の報酬』 日 額 10,000円

付 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。